

# 長沼町美しい景観づくり条例

平成20年3月26日

条例第4号

一部改正 平成20年7月8日

条例第20号

## (目的)

第1条 この条例は、本町の美しい景観づくりを景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）を活用して進めるために必要な事項を定めることにより、美しい景観づくりを町、事業者及び町民等の協働で進め、もって愛着と誇りを持って、活気と魅力にあふれる郷土の形成に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 美しい景観づくり 良好な景観を守り、育て、及び創出することをいう。
- (2) 建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（以下「建築物」という。）及び建築物以外の工作物で規則で定めるもの（以下「工作物」という。）をいう。
- (3) 事業者 事業活動を営む者をいう。
- (4) 町民等 町の区域に居住する者及び滞在する者並びに町の区域内の土地若しくは建築物等に関する権利を有する者をいう。

## (基本理念)

第3条 良好な景観は、町民が快適で心地よい生活を営み、愛着と誇りを持てる郷土の形成に不可欠なものであるとともに、本町の活性化に寄与するものであることにかんがみ、地域固有の自然、産業、歴史及び文化等を十分に認識し、尊重したうえで、長期的な視点に立って美しい景観づくりを進めるものとする。

2 景観は、事業者による事業活動、町民の生活その他の町内における多様な活動の様相が映し出されたものであることにかんがみ、まちづくり及び暮らしに景観の視点を取り入れたうえで、町、事業者及び町民等の協働により、身近なものから美しい景観

づくりを進めるものとする。

(町の責務)

第4条 町は、美しい景観づくりを推進するために必要な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 町は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、事業者及び町民等の意見を反映するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの施設及び事業活動が景観の重要な構成要素であることを認識し、景観への理解を深め、地域の景観に調和した施設の整備、緑化その他の地域における美しい景観づくりに積極的に貢献するよう努めなければならない。

(町民等の責務)

第6条 町民等は、自らが美しい景観づくりの主体であることを認識し、身の回りの景観に配慮することから始め、地域における美しい景観づくりに積極的に参加するよう努めなければならない。

(先導的役割)

第7条 町は、道路、公園その他の公共施設の整備等を行う場合にあつては、美しい景観づくりに先導的な役割を果たすよう努めるものとする。

(国等への要請)

第8条 町長は、必要があると認めるときは、国若しくは地方公共団体又はこれらが設立している団体に対し、美しい景観づくりに関して協力を要請するものとする。

(知識の普及等)

第9条 町長は、事業者及び町民等の美しい景観づくりに関する知識の普及及び意識の向上を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(美しい景観づくり計画)

第10条 町長は、美しい景観づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、法第8条第1項に規定する景観計画として、美しい景観づくり計画を定めるものとする。

(届出を要する行為)

第11条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、別表第1に掲げる行為とする。

(届出を要しない行為)

第12条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

(1) 別表第2に掲げる行為

(2) 前号に掲げるもののほか、美しい景観づくりに支障を及ぼすおそれがないと町長が認める行為

(変更命令等の対象となる行為)

第13条 法第17条第1項の特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号の届出を要する行為とする。

(周辺住民への周知)

第14条 町長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、その届出を行った者に対し、当該届出に係る行為の内容を周辺住民（当該届出に係る行為の場所の周辺に居住する者及び滞在する者並びに当該届出に係る行為の場所の周辺の土地若しくは建築物等に関する権利を有する者で、当該届出に係る行為による影響が及ぶおそれがあると町長が認める者をいう。以下同じ。）に周知するよう要請することができる。

2 前項の要請は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出のあった日から10日以内にしなければならない。

3 第1項の規定による要請を受けた者は、当該届出に係る行為を行う前に、説明会その他の適切な方法により周辺住民への周知を行い、その理解を得るよう努めるものとする。

4 前項の規定による周知を行った者は、前項に係る記録の提出を町長から求められたときは、これに応じるものとする。

(景観協定)

第15条 法第81条第4項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。この場合において、併せて規則で定める図書を提出

しなければならない。

2 前項の規定は、法第84条第1項及び第88条第1項の認可について準用する。

(表彰)

第16条 町長は、美しい景観づくりに著しく寄与したと認められる行為を行った者を表彰することができる。

(助成等)

第17条 町長は、美しい景観づくりに寄与すると認められる行為を行おうとする者に対し、技術的援助を行い、又はその行為に要する費用の一部を助成することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第11条から第15条の規定は、平成20年10月1日から施行する。

別表第1（第11条関係）

区分	区域ごとの行為の規模		
	馬追丘陵区域	中央長沼市街地区 域	平地の農村区域
土地の形質の変更 （都市計画法（昭和 43年法律第100号） 第4条第12項に規定 する開発行為を除 く。）	面積が1,000平方 メートルを超える もの	面積が3,000平方 メートルを超える もの	面積が10,000平 方メートルを超え るもの

備考 この表に掲げる区域の範囲は、町長が美しい景観づくり計画に定める。

別表第2（第12条関係）

区分	区域ごとの行為の規模			
	馬追丘陵区域	中央長沼市街地区域	平地の農村区域	
(1) 建築物の新築、増築（増築後の面積が当該規模を超えることとなるものを含む。以下同じ。）、改築（改築後の面積が当該規模を超えることとなるものを含む。以下同じ。）又は移転	高さが10メートル以下であって、かつ、延べ面積が100平方メートル以下のもの	高さが16メートル以下であって、かつ、延べ面積が1,000平方メートル以下のもの	高さが10メートル以下であって、かつ、延べ面積が1,000平方メートル以下のもの	
(2) (1)の規模を超える建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	外観の変更の面積が外観に係る面積の2分の1以下のもの			
(3) 工作物の新設、増築、改築又は移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁その他これらに類するもの</li> <li>・電気の供給又は電気通信のための施設</li> <li>・煙突、排気塔等</li> <li>・鉄筋コンクリート柱（電柱を除く）又は金属製若しくは木製の柱等</li> <li>・物見塔等</li> <li>・高架水槽等</li> <li>・彫像、記念碑等</li> <li>・観覧車、コースター、ウォーターシュート等の遊戯施設</li> <li>・コンクリートプラント、アスファルトプラント等の製造施設</li> <li>・自動車倉庫の用に供する立体的な施設</li> <li>・石油、ガス等の貯蔵又は処理施設</li> <li>・汚水処理施設、ごみ処理施設等</li> </ul>	高さが2メートル以下のもの		
(4) (3)の規模を超える工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	外観の変更の面積が外観に係る面積の2分の1以下のもの			
(5) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	面積が1,000平方メートル以下のもの	面積が3,000平方メートル以下のもの	面積が10,000平方メートル以下のもの	

備考 この表に掲げる区域の範囲は、町長が美しい景観づくり計画に定める。